

千葉県報

号外
令和7年2月27日

主要目次

選挙管理委員会告示

○	千葉県知事選挙の期日	一
○	千葉県知事選挙における選挙会の場所及び日時	一
○	千葉県知事選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	一
○	千葉県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	一
○	千葉県知事選挙における投票用紙の様式	一
○	千葉県知事選挙における千葉県選挙管理委員会委員長の執務場所	二
○	千葉県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生	二
○	地方自治法等に基づく直接請求等のための署名の収集を禁止する区域及び期間	二
○	各選挙長告示	二
○	千葉県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	二
○	千葉県知事選挙における選挙長の執務場所	二

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、千葉県知事選挙を次のとおり行う。

令和七年二月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長
菊地 秀樹

選挙の期日 令和七年三月十六日

千葉県選挙管理委員会告示第六号

令和七年三月十六日執行の千葉県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年二月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長
菊地 秀樹

一 場所 千葉県庁本庁舎五階大会議室

二 日時 令和七年三月十八日 午前九時三十分

千葉県選挙管理委員会告示第七号

令和七年三月十六日執行の千葉県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年二月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長
菊地 秀樹

一日時 令和七年二月二十八日 午後五時三十分

二 場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第八号

令和七年三月十六日執行の千葉県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年二月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長
菊地 秀樹

一日時 令和七年二月二十七日 午後五時三十分

二 場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第九号

令和七年三月十六日執行の千葉県知事選挙における投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和七年二月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長
菊地 秀樹

令和七年執行

千葉県知事選挙投票

千葉県選挙管理委員会之印

- 注意
- 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 - 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- オレンジ色地に黒刷りとする。
- 点字投票用紙には「点字投票」と表示する。

及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和七年二月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

各選挙長告示

千葉県知事選挙選挙長告示第一号

令和七年三月十六日執行の千葉県知事選挙における選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年二月二十七日

千葉県知事選挙選挙長 菊地 秀樹

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会	令和七年三月十三日 午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和七年三月十三日 午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県知事選挙選挙長告示第二号

令和七年三月十六日執行の千葉県知事選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和七年二月二十七日

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和七年二月二十七日については、千葉県庁本庁舎一階多目的ホールとする。

千葉県知事選挙選挙長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第十一号

千葉県知事選挙が執行されることとなったため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により、千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）、同補欠選挙（茂原市選挙区）、同補欠選挙（成田市選挙区）、同補欠選挙（四街道市選挙区）及び同補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）を行うべき事由が生じた。

令和七年二月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和七年二月二十七日については、千葉県庁本庁舎一階多目的ホールとする。

千葉県選挙管理委員会告示第十二号

松戸市、茂原市、成田市、四街道市及び香取市並びに香取郡神崎町及び多古町の区域において千葉県議会議員補欠選挙が行われることとなったため、令和七年二月二十八日から同年三月十六日までの間、それらの区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八